

別紙 手数料支払方法について（令和4年10月～）

京都府収入証紙は、令和4年9月30日をもって廃止されました。


以下の①または②の方法で納付してください。

①web 事前登録コンビニ納付

次のQRコードから支払いサイトを開いて必要事項を入力すると、**支払用番号**と**申請用番号**が発行されますので、**支払用番号**をもとにコンビニで納付してください。  
(支払いは現金のみ)

コンビニにて納付後、必ず**申請用番号**を、各手続きの申請書に御記入ください。  
コンビニで受け取られるレシートや「お客様控え」などの提出は不要です。

※申請手数料のほかに、支払手数料が別途必要です。

<p>臨時免許状の検定手数料</p>  <p>免許状 1 枚あたり 3, 4 6 0 円</p> <p><a href="https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=10443">https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=10443</a></p>	<p>普通免許状の検定手数料 (特別支援の免許を新たに 取得する場合を含む。)</p>  <p>免許状 1 枚あたり 5, 0 9 0 円</p> <p><a href="https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=10441">https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=10441</a></p>
<p>普通免許状の特別支援教育 領域追加検定手数料 (もともと所持している 特別支援の免許に、領域を 追加する場合はこのコード)</p>  <p>免許状 1 枚あたり 5, 0 9 0 円</p> <p><a href="https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=10446">https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=10446</a></p>	

## ②京都府の庁舎での納付

府庁（本庁）（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町）構内や、各広域振興局総合庁舎で納付が可能です。

専用レジや窓口にて納付いただくと、「納付済証」が発行されますので、各手続きの申請用紙に貼り付けてください。

なるべく、申請書ごとに納付してください。

京都府庁（本庁）での納付方法はこちらのサイトをご覧ください。



<https://www.pref.kyoto.jp/kaikei/news/documents/2honcho.pdf>

各広域振興局総合庁舎（乙訓、宇治、田辺、木津、亀岡、園部、綾部、福知山、舞鶴、宮津、峰山）での納付方法はこちらのサイトをご覧ください。

※教員免許関係の手数料は、各府税事務所、京都土木事務所、中丹東保健所、中小企業技術センター、府立学校、警察署では納付できません。



[http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?action=common\\_download\\_main&upload\\_id=6235](http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?action=common_download_main&upload_id=6235)

【問合せ先】 〒602-8570  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
（京都府庁2号館1階） 学校教育課教員免許係  
（電話：075-414-5836 FAX：075-414-5837）